

福島県獣医師会譲渡犬猫愛護支援事業の取り組み

三浦照生[†]（福島県獣医師会常務理事）



近年、ペット・コンパニオンアニマルブームを反映して犬・猫の飼育頭数が急増する一方で、保健所の捨て犬や捨て猫・迷子犬猫の捕獲、諸々の要因による引き取り等も増加傾向にある。

福島県及び中核市等（以下自治体という）は、飼養者が判明した抑留犬等は返還するものの、大半の犬・猫は殺処分されている現況にある。この状況を踏まえて自治体は、これら犬猫の健康・性癖を見極め、飼養希望者に適正な飼養管理を指導しながら譲渡事業を行い、殺処分の抑制に努めている。

平成20年度の福島県の抑留犬頭数は、1,586頭、不要犬引取頭数は、880頭、返還された犬の頭数は、409頭、譲渡された犬の頭数は、277頭、猫の引取頭数は、3,578頭、譲渡された猫の頭数は、96頭であり、抑留犬と不要犬引取頭数を合わせると2,466頭、そのうち返還・譲渡された犬は686頭（27.8%）、猫の引取頭数3,578頭のうち譲渡されたのは96頭（2.7%）、犬猫全体の6,044頭のうち782頭（12.9%）が返還又は譲渡されている。

本会は以前から捨て犬・捨て猫・迷子等の増加事象に心を痛め、諸々の角度から対処する手法を検討してきたが、平成20年度、たまたま日本動物福祉協会から、かわいそうな犬猫を増やさないための「捨て犬・捨て猫防止キャンペーン」に後援したいとの打診を受けた。

その仕組みは、あらかじめ不妊・去勢手術を受けたい犬または猫の飼い主が所定の内容を葉書に記載し応募すると、抽選により、当選者には日本動物福祉協会所定の葉書が送られ、動物病院で不妊・去勢手術を受けた後、その葉書に獣医師の証明を得て日本動物福祉協会に返送すると、飼い主の口座に雌10,000円、雄5,000円の手術助成金が振り込まれるという地域・期間・頭数限定の

事業であった。本会の小動物職域部会、役員・支部長合同会議等で捨て犬・捨て猫の諸問題解決の一助となることを目指して惜しみなく協力しましょうと合議、日本動物福祉協会に回答し、動物愛護週間行事の県主催・本会共催の動物愛護の集いで広報するとともに、県下の動物病院に周知したところ、反響は大きく雌は犬78頭、猫518頭、計596頭、雄は犬49頭、猫273頭、計313頭、合計909頭の応募があり、日本動物福祉協会も当初の当選割当頭数を増加させてくれ、雌は犬49頭、猫256頭、計305頭、雄は犬26頭、猫86頭、計112頭、合計417頭が当選するなど好評に推移し、たまたま抽選にもれた応募者からは、継続してほしいという声も聞こえてきた。

ごあんない

譲渡犬猫愛護支援事業

県内の保健所から譲渡を受けた犬猫を、譲渡後も適正に飼っていただくため、本会では去勢や不妊の手術を受ける飼養者のために、手術料金の割引制度として、
【譲渡犬猫愛護支援事業】をはじめました。
 あわせて、マイクロチップ装着も希望により行いますので、ご利用下さい。

●対象となる犬猫：平成21年4月1日以降に県内の保健所から譲渡を受けた犬猫
 ●実施期間：平成21年度及び平成22年度の2年間
 ●実施場所：県内の動物病院
 ご希望の方は、動物病院に備え付けの申請書に必要事項を記入し、動物病院に持参して手術を受けて下さい。
 その際、譲渡されたことが証明できる書類が必要ですので、忘れずご持参下さい。
 なお、一部マイクロチップの対応ができない動物病院もありますので、事前にご確認下さい。

助成金額

不妊手術→10,000円
 去勢手術→5,000円
 MC埋め込み→1,000円
 （マイクロチップ）

手術料金は、動物病院によって異なります。

犬猫や動物は愛情を持って、最後まで責任を持って飼いましょう！

社団法人 福島県獣医師会
 〒960-8043 福島市中町6-31（農業共済会館内）
 TEL024-522-3921 / FAX024-522-3928

図1 事業案内

[†] 連絡責任者：三浦照生（福島県獣医師会）

平成21年度から捨て犬・捨て猫防止対策の一環として、自治体から譲渡を受けた犬猫に対して、飼い主の希望により不妊および去勢手術を行うとともに、個体標識としてのマイクロチップの埋め込み処置（手術等という）を行い、費用の一部を本会が助成し、自治体と協働して動物福祉と適正管理の啓蒙推進に努め、動物愛護精神の醸成に寄与することにした（図1）。

なお、この事業の実施要領・実施要綱等は、別紙1、2のとおりである。

本事業は独自予算で不特定多数の飼養者に公平に寄与することは困難であることから、期限を限定し自治体からの譲渡を受けた犬猫に対応する仕組みにしたが、当初、期限はさかのぼってやってほしい・民間のお互いの譲渡も対象にしてほしい・民間で譲渡されたものを自治体で認めてくれれば対象になるのか等の要望・問い合わせが殺到した。

余談になるが、日本動物保護管理協会のマイクロチップ普及、特定危険動物等制度上のマイクロチップ埋め込み対応には知識と技術の修得、マイクロチップリーダーの設置が不可欠であることから、動物園の協力を得て実地講習会を開催し、平成19・20年度の2年間手上げ方式による一診療施設あたり30,000円のマイクロチップリーダー設置助成を行い、一部にいつ使うのか判らないのに設置するのは勿体ない等の認識に乏しい声もあったが、最終的には74診療施設に設置され、自治体の保健所とともにマイクロチップ普及の準備を整えている。

以前、県が犬猫を譲渡する際に飼い主に責任を持って飼ってもらうことと迷子防止の意味からもマイクロチップの埋め込みを条件にして譲渡してほしいと要望したが、飼い主にそれまで条件をつけることは出来ないと回答された経緯がある。今回の事業ではマイクロチップの普及をも考え、譲渡犬猫の不妊・去勢とセットで助成してはどうかとの提案もあったが、セットで義務付けるべきものではない、制約すべきものではない等の意見から、当面三つの選択肢から一つまたは二つを選べる仕組みとなった。

本事業は実施して6カ月を経過したばかりであり、まだ不備なところ・改善を要望されるところも充分あると想定されるので、逐次会員の更なる声を反映し、限られた予算で、より市民の動物愛護意識涵養に寄与できる仕組みに改正する必要があると考えている。

【別紙1】

譲渡犬・猫愛護支援事業実施要領

社団法人 福島県獣医師会

1 事業の目的

近年、ペットブームを反映して犬・猫の飼育頭数が急増している一方で、捨て犬や捨て猫の捕獲、引き取り等も増加の傾向にある。

福島県ならびに中核市等（自治体という）においては、これらの犬・猫について、一部は所有者が判明したものは返還されるものの、その大半が殺処分されている現状である。この状況を踏まえて自治体は、これらの犬、猫の譲渡事業を行い、殺処分の抑止と適正な飼育管理を指導している。

本会は、これら譲渡を受けた犬・猫に対して、不妊および去勢手術を行うとともに、個体標識としてマイクロチップの埋め込み処置（手術等という）を行い、捨て犬・捨て猫防止対策の一環として、自治体と協働して動物福祉と適正管理の啓蒙推進に努める。

2 事業の名称

譲渡犬・猫愛護支援事業

3 事業主体

社団法人 福島県獣医師会

4 事業の概要

1) 事業の範囲

犬ならびに猫の不妊または去勢手術およびマイクロチップの埋め込みにかかる登録

2) 対象動物

平成21年4月1日以降に自治体から譲渡を受けた犬および猫

3) 担当獣医師

本会の会員であって、本事業の趣旨に賛同する獣医師

5 手術および処置の料金

担当獣医師の自由裁量による料金とする

6 助成金

1) 上記4の1)の手術等を受けた犬・猫の飼育者に対して、申請により料金の減免を図る。

2) 減免した金額は、本会から助成金として当該獣医師に対して支払う。

3) 助成金は、別に定める「譲渡犬・猫愛護支援事

業助成金交付要綱」に基づき支払う。

7 事故発生時の責任

担当獣医師は、手術等に当たってはインフォームドコンセントを徹底し、事故やトラブルの防止に努めるとともに、万一、手術等に起因した事故等が発生した場合は、担当獣医師の責に帰する。

8 事業の実施期間

平成21年度から2年間とする。

ただし、爾後の継続については、実績等を踏まえて検討する。また、年間計画頭数を超えた場合は、年度途中であっても打ち切ることがある。

9 その他、この要領に定めるもののほか、必要と認める事項は、会長がその都度定める。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、適用する。

2) 犬・猫の去勢手術 年間 100頭

3) 犬・猫のマイクロチップ埋め込み処置（登録）

年間 100頭

注①：年間計画頭数を超えた場合は、助成金交付を打ち切る場合がある。

注②：1) と3) または2) と3) は重複して助成対象とすることができる。

5 助成金交付の手続き

1) 手術等にかかる料金の減免を受ける犬・猫の所有者は、あらかじめ、別に定める「減免申請書」を手術等担当獣医師に提出する（図2）。

2) 減免申請書を受理した獣医師は手術等を行った後、別紙様式により本会に助成金を請求する（図2）。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、適用する。

【別紙2】

譲渡犬・猫愛護支援事業助成金交付要綱

社団法人 福島県獣医師会

1 目 的

本会が実施する『譲渡犬・猫愛護支援事業』で、不妊または去勢手術およびマイクロチップ埋め込み処置（手術等という）を受けた犬・猫の所有者に対して、手術等にかかる料金を減免することにより、所有者の経費の負担軽減を図るとともに、不幸な犬猫を増やさないための適切な動物管理と動物愛護意識の醸成を図る。

2 対 象

自治体（福島県ならびに中核市）から譲渡を受けたことを証明される犬・猫の不妊手術または去勢手術およびマイクロチップ埋め込み処置を受けて登録した犬・猫の所有者および施術獣医師。

3 助成金の区分

- 1) 犬・猫の不妊手術 1頭につき 10,000円
- 2) 犬・猫の去勢手術 1頭につき 5,000円
- 3) 犬・猫のマイクロチップ埋め込み処置に対する登録 1頭につき 1,000円

4 助成金交付対象計画頭数

- 1) 犬・猫の不妊手術 年間 200頭

申請者記入欄	
手術料等減免申請書	
平成 年 月 日	
社団法人 福島県獣医師会所属 獣医師 様	
申請者	住所 氏名 印
譲渡犬・猫愛護支援事業助成金交付要綱に基づき、下記により減免申請します。	
記	
動物の種類	犬・猫
動物の品種	純系・雑系
動物の毛色	手術等の実施 平成 年 月 日
推定年月令	手術等の種類 不妊・去勢・MC
動物の愛称	MC登録番号
施術料金	減免料金
※MC：マイクロチップの略称	
※譲渡されたことを証明する資料を添付すること。	
獣医師記入欄	
報告書兼請求書	
上記のとおり施術したので報告し、併せて助成金を請求します。	
平成 年 月 日	
獣医師	住所 (動物病院名) 氏名 印
社団法人福島県獣医師会 会長 様	
請求額金額	円
支払金額	
口座番号	
口座名義人	
名義人フリガナ	
※金融機関名義には本店・支店名まで記入	

図2 申請書及び報告書